

毎週月. 水. 金曜日発行

# 富山県報

令和 7 年 4 月 16 日

水 曜 日

第5363号

目

次

## 告 示

- |                  |   |
|------------------|---|
| ○指定障害福祉サービス事業の廃止 | 1 |
| ○道路の区域変更         |   |
| ○道路の供用開始         | 2 |

## 公 告

- |                               |   |
|-------------------------------|---|
| ○都市計画の図書の写しの縦覧                | 3 |
| ○都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧           | 4 |
| ○令和 7 年度富山県介護支援専門員実務研修受講試験の実施 | 5 |

## 告

## 示

### 富山県告示第184号

指定障害福祉サービス事業の廃止について

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第46条第2項の規定により、次のとおり指定障害福祉サービスの事業を廃止する旨の届出があったので、同法第51条第2号の規定により公示する。

令和 7 年 4 月 16 日

富山県知事 新 田 八 朗

| 指定障害福祉サービスの種類 | 廃止年月日           | 事業所番号      | 申請者         |             | 事業所            |              |
|---------------|-----------------|------------|-------------|-------------|----------------|--------------|
|               |                 |            | 名称          | 主たる事務所の所在地  | 名称             | 所在地          |
| 生活介護          | 令和 7 年 4 月 30 日 | 1610400192 | 社会福祉法人海望福祉会 | 魚津市仏田3468番地 | デイサービスあんの里ありそ館 | 魚津市北鬼江1177番地 |

### 富山県告示第185号

道路の区域変更について

次のとおり道路の区域を変更するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第1項の規定により公示する。

なお、関係図面は、富山県土木部道路課及び次の縦覧場所において4月16日から1箇月間一般の縦覧に供する。

令和7年4月16日

富山県知事 新 田 八 朗

| 道路の種類<br>及び路線名    | 区 間                      | 変 更<br>前後別 | 記号 | 敷地の幅員<br>メ ー ト ル   | 延 長<br>メ ー ト ル | 縦覧場所                         |
|-------------------|--------------------------|------------|----|--------------------|----------------|------------------------------|
| 県道<br>八尾大沢野線      | 富山市八尾町城生字城鉄<br>砲町山20番3から | 変更前        |    | 最大 14.2<br>最小 7.5  | 231.3          | 富山土木<br>センター                 |
|                   | 富山市葛原字家山割31番<br>まで       | 変更後        |    | 最大 19.5<br>最小 8.6  | 231.3          |                              |
| 県道<br>小矢部伏木港<br>線 | 小矢部市桜町字塚田 367<br>番4から    | 変更前        |    | 最大 8.7<br>最小 8.7   | 6.7            | 高岡土木<br>センター<br>小矢部土<br>木事務所 |
|                   | 小矢部市桜町字塚田 367<br>番4まで    | 変更後        |    | 最大 17.2<br>最小 17.2 | 6.7            |                              |
| 県道<br>林道温泉線       | 南砺市理休75番地先から             | 変更前        |    | 最大 9.4<br>最小 6.7   | 91.8           | 砺波土木<br>センター                 |
|                   | 南砺市理休75番地先まで             | 変更後        |    | 最大 9.7<br>最小 7.2   | 91.8           |                              |

## 富山県告示第186号

道路の供用開始について

次のとおり道路の供用を開始するので、道路法（昭和27年法律第 180号）第18条第2項の規定により公示する。

令和7年4月16日

富山県知事 新 田 人 朗

| 道路の種類<br>及び路線名    | 区 間                                         | 供用開始の期日         | 縦覧場所                         |
|-------------------|---------------------------------------------|-----------------|------------------------------|
| 県道<br>八尾大沢野線      | 富山市八尾町城生字城鉄砲町山20番<br>3 から<br>富山市葛原字家山割31番まで | 令和 7 年 4 月 16 日 | 富山土木<br>センター                 |
| 県道<br>小矢部伏木港<br>線 | 小矢部市桜町字塚田 367番 4 から<br>小矢部市桜町字塚田 367番 4 まで  | 令和 7 年 4 月 16 日 | 高岡土木<br>センター<br>小矢部土<br>木事務所 |
| 県道<br>林道温泉線       | 南砺市理休75番地先から<br>南砺市理休75番地先まで                | 令和 7 年 4 月 16 日 | 砺波土木<br>センター                 |

公 告

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第20条第 1 項の規定により富山市から次の都市計画の図書の写しの送付があったので、同条第 2 項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和7年4月16日

富山県知事 新 田 八 朗

## (種類) 富山高岡広域都市計画地区計画

(名称) 卸売市場地区 地区計画

布市駅周辺地区 地区計画

**都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により富山市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和7年4月16日

富山県知事 新 田 八 朗

都市計画の種類

（種類） 富山高岡広域都市計画用途地域

**都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により富山市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和7年4月16日

富山県知事 新 田 八 朗

都市計画の種類

（種類） 富山高岡広域都市計画特別用途地区

**都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧**

都市計画法（昭和43年法律第100号）第21条第2項において準用する同法第20条第1項の規定により富山市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第2項において準用する同法第20条第2項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和7年4月16日

富山県知事 新 田 八 朗

**都市計画の種類**

(種類) 富山高岡広域都市計画市場

(名称) 201号 富山市公設地方卸売市場

**都市計画の変更に係る図書の写しの縦覧**

都市計画法（昭和43年法律第 100号）第21条第 2 項において準用する同法第20条第 1 項の規定により富山市から次の都市計画の変更に係る図書の写しの送付があったので、同法第21条第 2 項において準用する同法第20条第 2 項の規定により富山県土木部都市計画課に備え置いて縦覧に供する。

令和 7 年 4 月 16 日

富山県知事 新 田 八 朗

**都市計画の種類**

(種類) 富山高岡広域都市計画高度地区

**令和 7 年度富山県介護支援専門員実務研修受講試験の実施**

介護保険法（平成 9 年法律第 123号）第69条の 2 第 1 項の規定により令和 7 年度富山県介護支援専門員実務研修受講試験を次のとおり実施するので、富山県介護保険法事務処理規則（平成11年富山県規則第44号）第 6 条の規定により公告する。

令和 7 年 4 月 16 日

富山県知事 新 田 八 朗

1 試験日時 令和 7 年10月12日（日）午前10時

2 試験場所（予定）

富山市新総曲輪 2 番21号 富山県農協会館

富山市奥田新町 8 番 1 号 ボルファートとやま

3 指定試験実施機関 社会福祉法人富山県社会福祉協議会

4 受験手続

(1) 受験申込書等の配布期間及び配布場所

ア 配布期間 令和7年6月2日（月）から同年6月30日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

イ 配布場所 社会福祉法人富山県社会福祉協議会 富山県福祉カレッジ、富山県厚生部高齢福祉課、県内の市町村（介護保険担当課）及び介護保険を運営する一部事務組合等

(2) 受験申込書の受付期間、受付時間及び受付場所

ア 受付期間 令和7年6月10日（火）から同年6月30日（月）まで（日曜日及び土曜日を除く。）

なお、郵送（簡易書留）による場合は、締切日までの消印のあるものに限る。

イ 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで

ウ 受付場所 〒 930-0094

富山市安住町5番21号

社会福祉法人富山県社会福祉協議会 富山県福祉カレッジ

(3) 受験手数料 9,500円

(4) その他

試験場所については受験票の発送をもって通知することとし、受験者は社会福祉法人富山県社会福祉協議会が指定する試験場所で受験すること。

(5) 問合せ先

社会福祉法人富山県社会福祉協議会 富山県福祉カレッジ

（電話 076-432-6560）